

請 願 書

令和2年12月8日

郡山市議会議長

七 海 喜久雄 様

郡山市亀田一丁目11-5  
新日本婦人の会 郡山支部  
支 部 長 高 橋 志保美

紹介議員 吉 田 公 男  
蛇 石 郁 子  
岡 田 哲 夫  
飯 塚 裕 一

核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書の提出についての請願書

〔請願趣旨〕

核兵器禁止条約は、2017年7月7日、国連加盟国の3分の2にあたる122カ国の賛成で採択され、国連創設デーの2020年10月24日、発効に必要な50カ国の批准を達成し、2021年1月22日に効力を発することとなりました。

条約は前文で、「ヒバクシャの許容しがたい苦しみと被害に留意」し、「核兵器のいかなる使用も人道の原則に反対する」と明記し、開発、実験、生産、保有、使用と威嚇まで、核兵器にかかわるあらゆる活動を全面的に禁止しています。「原子力兵器の撤廃」を掲げた国連総会の第1号決議（1946年1月）の実現へ、歴史的な一歩です。核兵器を違法とする初の国際条約ができることにより、自国の「安全保障」を理由に核兵器を持ち続けることは正当化できなくなります。

国連のグテレス事務総長は、条約の発効が確定したことを受け、「この条約を強く求めてきた多くの核爆発や核実験の被害者に捧げられるもの」であり、「核兵器の使用がもたらす破滅的な人道上の結末に注意の目を向けさせてきた、世界中の運動の成果」だと述べました。心と体に癒えることのない傷を抱えながら、自らの体験を語り「人類と核兵器は共存できない」と訴えてきた広島・長崎の被爆者とともに「核兵器のない世界」をめざしてきた日本と世界の市民社会、国連や各国政府の

共同の力でつくった条約です。

世界が核兵器廃絶へ大きな一歩を踏み出す中、日本政府は「保有国と非保有国を分断するもの」などと、核兵器禁止条約に反対し続けています。「唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶をリードする」と言いながら、核兵器廃絶への道筋を示した核兵器禁止条約に背を向ける日本政府の姿勢は、国際的にもきびしく批判されています。世論調査では7割の国民が日本は核兵器禁止条約に参加すべきだとしています。国際社会と国民の声に応え、日本はただちに核兵器禁止条約に署名・批准し、唯一の戦争被爆国としての役割を果たすときです。

500近い地方議会が国に核兵器禁止条約への参加を求める意見書を採択しています。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

#### [請願事項]

日本政府は、2017年7月7日国連で採択され、2021年1月22日に発効することが確定している核兵器禁止条約にただちに調印、批准し、唯一の被爆国として核兵器全面禁止・廃絶責務を果たすよう、総理大臣・外務大臣あてに意見書の提出をすること。

請 願 書

令和2年12月8日

郡山市議会議長  
七 海 喜久雄 様

郡山市若葉町1-21  
福島県一級河川逢瀬川堤防建設・  
内水対策期成会  
若葉西町内会  
会 長 白 土 政 穂

郡山市富久山町久保田字乙高76-4  
逢瀬川町内会連合会  
会 長 伊 藤 利 彦

郡山市大町二丁目11-14  
大重町内会  
会 長 熊 倉 善 重

郡山市若葉町19-2  
若葉東町内会  
会 長 武 田 敏 行

郡山市咲田二丁目25-25  
新咲田町内会  
会 長 阿 部 謙

郡山市桜木一丁目4-15  
桜木町内会  
会 長 佐 藤 仁

紹介議員 吉田公男  
蛇石郁子  
高橋善治

台風の上陸時に、阿武隈川では福島県郡山市西田町に小和滝狭窄部や鬼生田鵜の首狭窄部、二本松市に狭窄部（阿武隈峡）があり、郡山地区は下流に水が流れず水位が上昇し、市内の阿武隈川や支流の堤防の高さ（標高）の低いところから氾濫が発生しやすい特徴があることから、阿武隈川や逢瀬川に内水を排水する計画の見直しを求める請願書

〔請願趣旨〕

- 1 令和2年8月29日に開催した住民説明会でわかったことについて
  - (1) 住民説明会において、国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所は、阿武隈川緊急治水対策プロジェクト概要により、令和元年東日本台風（台風19号）による阿武隈川流域平均雨量とは253mmと説明されましたが、郡山市が公表した旧豊田貯水池利活用方針（案）（中間とりまとめ）4. 新たに配慮すべき視点（台風19号被害への対応を踏まえて）によれば芳賀地域公民館では281.5mmの降雨量が記録され、「郡山市内の大地に降った雨の方が多いこと」が明らかになりました。
  - (2) 平成12年の東海豪雨では、国土交通省中部地方整備局と愛知県豊田市が公表した資料によれば、矢作川では鵜の首狭窄部があり上流部で氾濫が発生した。他水系においても同様の狭窄部上流で決壊等の被害が発生した。令和2年から抜本的な対策として「鵜の首狭窄部の開削」をしています。阿武隈川は、郡山市西田町鬼生田に「鵜の首狭窄部」があり下流に水が流れず水位が上昇しやすい特徴がありますが、鵜の首狭窄部を開削すると本宮地区で氾濫被害が発生するとの事情からか、被災から1年以上経過しますが国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所から「鬼生田鵜の首狭窄部の開削」に係る具体的な説明はありませんでした。
  - (3) また、国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所は、阿武隈川から1,000万 $\text{m}^3$ の水が溢れた。福島県全体で230万 $\text{m}^3$ の河道掘削をすると説明していますが、 $1,000\text{万}\text{m}^3 - 230\text{万}\text{m}^3 = 770\text{万}\text{m}^3$ が不足しています。新たに、阿武隈川の河川管理区間のうち鏡石町、矢吹町、玉川村は国の管理区間に変更され遊水地が整備される計画ですが、阿武隈川が蛇行している区間で乙字橋下流に鵜の首狭窄部あり下流に水が流れないことから氾濫が発生し農地に浸水被害が発生したための軽減です。郡山地区は、郡山市御代田地区の堤防を整備し余裕高は1.2mとする築堤工事のみで、郡山地区の氾濫被害の軽減の具体的な説明はありませんでした。

た。

## 2 堤防の高さを標高で考えた場合の危うさについて

- (1) 1の住民説明会で令和元年東日本台風(台風19号)による水位は、郡山市は、河川の水位の上昇により堤防が決壊・越水し地域に破壊的な被害を招く恐れに耐えられる計画高水位225.28m(H.W.L)を超過し、阿武隈川阿久津水位観測所は標高226.61m、令和2年2月22日に開催された福島県による説明では、逢瀬川逢瀬橋の水位計は計画高水位225.74mを超過し、標高226.85m記録しました。
- (2) 鬼生田鵜の首狭窄部の上流部の阿武隈川の堤防の高さが低い小泉地区(標高225.7m)、富久山地区左岸(標高226.1m)、阿久津水位観測所(標高226.5m)、逢瀬川では県道57号から下流では昭和63年の水害で堤防の嵩上げ工事が終了していますが堤防の高さが低い横塚地区(標高226.2m)、星総合病院(標高224.2m)、安積橋(標高226.69m)、大町二丁目(標高226.76m)などは、台風上陸時に、阿武隈川の水位を下げるのが難しい中で、郡山市の大地に降った内水を阿武隈川や支流の逢瀬川に排水すると、郡山市自らが河川の水位を上昇させ、堤防から越水し甚大な被害発生につながります。(標高は、福島県による期成会への回答、国土交通省国土地理院標高地図から転記)
- (3) 赤羽一嘉国土交通大臣のウェブサイトにて令和元年東日本台風発生時の国土交通省の対応について問い合わせたところ、国土交通省水管理・国土保全局から内容を詳細に確認の上、連絡するよう指示を受けた阿武隈川を管理する国土交通省東北地方整備局から令和2年11月13日に回答があり、古川ポンプ場、古担ポンプ場を管理する郡山市に対して阿武隈川を管理する事務所からH.W.L(計画高水位)を超えたタイミングで国管理の排水機場(ポンプ場)は運転停止する旨を伝えるとともに、氾濫の危険性が高まっていること等の注意喚起を行っているとのことでした。

このことから、阿武隈川やバックウォーターが発生する支流で氾濫が発生することを把握しながら郡山市が管理するポンプ場が稼働していたため、逢瀬川や谷田川で甚大な被害が発生した原因の一つであることがわかりました。

## 3 逢瀬川等に流す現行の内水処理の問題点について

- (1) 逢瀬川に内水を排水する各排水区の合計面積は、1の住民説明会では646.8haとのことでしたが、逢瀬川幕ノ内橋(郡山市桜木)から阿武隈川との合流部までの距離は約4,000m×川幅47m=逢瀬川の流域面積は188,000㎡です。

逢瀬川でバックウォーターが発生し水位が上昇し下流に水が流れないときに、各排水区の降水量100mm(10cm)を逢瀬川に排水すると、各排水区の合計面積6,468,000㎡×降雨量0.1m÷188,000㎡=3.4m≒逢瀬川の水位の上昇は3.4mとなります。

(2) 114号雨水幹線は、開成山排水区382haの雨水を開成山樋門から逢瀬川に排水する計画ですが、開成山樋門から阿武隈川との合流部までの距離は約3,000m×川幅47m＝逢瀬川の流域面積は141,000㎡です。

逢瀬川でバックウォーターが発生し水位が上昇し下流に水が流れないときに、開成山排水区の降水量100mm(10cm)を逢瀬川に排水すると、開成山排水区の面積3,820,000㎡×降雨量0.1m÷141,000㎡＝2.709m≒逢瀬川の水位の上昇は2.7mとなります。

逢瀬川では、水位の上昇により堤防が決壊・越水し地域に破壊的な被害を招く恐れに耐えられる計画高水位(H.W.L)は5.0mであることから、堤防から越水、氾濫被害が発生する原因の一つです。

#### 4 計画遂行中の内水処理の見直しについて

(1) 119号雨水幹線は、1の住民説明会の郡山市の資料11、16ページのとおり、さくら通りやザ・モール周辺の長者一丁目周辺の道路の冠水被害を軽減をするため114号雨水幹線に接続し、開成山樋門から逢瀬川でバックウォーターが発生し水位が上昇し下流に水が流れないときにも排水する計画ですが、逢瀬川では水位が上昇し、堤防から越水、氾濫被害が発生する原因の一つになります。

郡山市は逢瀬川沿川の住民の命と財産に係わることに係わらず114号雨水幹線に接続し逢瀬川に排水する計画を説明しておりませんでした。

(2) 6号放流管は、虎丸方面の北部第三排水区35.2haの雨水を排水するため6号雨水幹線から赤木小学校付近うねめ通り地下にある5号雨水幹線に接続したところ、溢水したことから北部第三排水区の雨水を逢瀬川に排水するため整備しています。

赤木樋門から阿武隈川との合流部までの距離は約2,000m×川幅47m＝逢瀬川の流域面積は94,000㎡です。逢瀬川でバックウォーターが発生し水位が上昇し下流に水が流れないときに、北部第三排水区の降水量100mm(10cm)を逢瀬川に排水すると、北部第三排水区の面積352,000㎡×降雨量0.1m÷94,000㎡＝0.374m≒逢瀬川の水位の上昇は37.4cmとなります。

(3) 赤木貯留管は、6号雨水幹線を5号雨水幹線に接続したところ赤木小学校付近で溢水被害が発生したことから被害を軽減するため貯留する計画ですが、赤木貯留管の貯留量9,160㎡÷北部第三排水区の面積352,000㎡＝0.026m＝26mm(2.6cm)となり、北部第三排水区に靴底の厚さ程度の雨が降った時の貯水能力しかありません。

(4) さらに、5号雨水幹線が接続する3号幹線放流管を、星総合病院がある向河原の市道地下に整備し、新たに横塚の下水道管理センターに増設するポンプから逢瀬川の「増水時に」強制排水する計画ですが、逢瀬川でバックウォーターが発生し水位が上昇し下流に水が流れないときに排水すると、堤防の高さを標

高で考えた場合、3のとおり逢瀬川や阿武隈川堤防の高さが不足しているところから越水、氾濫被害が発生します。

(5) 郡山市では、平成18年4月に福島県が作成した一級河川阿武隈川水系郡山圏域河川整備計画を根拠とし、排水した内水が下流に流れることを前提に排水量を決定していますが、逢瀬川では昭和63年、平成10年、平成23年にもバックウォーターが発生していますが、計画にはバックウォーター対策の記載はなく、計画の23ページでは、阿武隈川合流部2.8km地点の横断図にある川幅は51mですが、1の住民説明会で福島県は川幅が47mであり、計画より川幅が4m不足していることが明らかになりました。

つきましては、以下のとおりとすることをお願いします。

#### [請願事項]

憲法では第25条では生存権、第29条では財産権が保障され、災害対策基本法（昭和33年法律第223号）第1条では、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、地方公共団体は必要な体制を確立し、責任の所在を明確にすると定められています。郡山市の治水対策は、阿武隈川では郡山市西田町鬼生田地区に鵜の首狭窄部があるため、郡山地区では阿武隈川や支流から越水しやすい特徴があり内水を排水すると氾濫被害が発生する原因の一因となることから、郡山市は河川に内水を排水する計画の見直しを行うこと。

請 願 書

令和2年12月8日

郡山市議会議長  
七 海 喜久雄 様

郡山市島二丁目42-5  
福島県退職教職員協議会郡山支部  
支 部 長 佐 藤 國 明

紹介議員 吉 田 公 男  
渡 部 龍 治  
箭 内 好 彦  
蛇 石 郁 子  
岡 田 哲 夫  
八重樫 小代子

特定戦災障害者等に対する特別給付金の支給等に関する法律の早期制定を求める請願

〔請願趣旨〕

太平洋戦争において、空襲や艦砲射撃あるいは沖縄地上戦により被害を受けた一般の民間戦災者に対しては、戦後75年を経た現在まで、何らの援護の措置も講じられていません。国の戦争行為の遂行によって生じた被害であることに鑑みれば、幸福追求権や平和的生存権の保障の観点から、国が何らかの補償措置を行う責務があるといえます。また、軍人・軍属等に限定された援護法が制定されていながら民間戦災者に対する措置がないことは、法の下での平等にも反するといえます。

本年10月27日、超党派の国会議員で構成される空襲議員連盟は、「特定戦災障害者等に対する特別給付金の支給等に関する法律案（仮称）」の要綱を確定し、各党の手続きに付することを決定しました。

同法案要綱は、空襲等による民間戦災者に50万円の特別給付金を支給しようとするものであり、前文では、「戦後七十五年を迎えるに当たり、（中略）国としてその労苦に服いる」と立法の目的を明記しています。また、支給対象者を、空襲等により



身体の障害やケロイドを負った者のみならず、心理的外傷後ストレス障害を負った者にまで広げており、国籍条項も設けていません。さらに認定手続については、厚生労働省に特定戦災障害者等認定審査会を置き、「医療、空襲等に係る歴史、障害者福祉等に関して優れた識見を有する者」を委員に任命するとしており、空襲等による被害に関する実態調査及び死亡した者への追悼の意を表す施設の設置も明記しています。

生存している民間戦災者は既に相当高齢に達していることに鑑みれば、これらの人々に対する援護の措置は一刻の猶予もできないことは明らかです。「戦後七十五年」と明記されていることから本年中の成立が必要です。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

#### [請願事項]

速やかに上記要綱に基づく「特定戦災障害者等に対する特別給付金の支給等に関する法律案（仮称）」を上程し、成立させること。

請 願 書

令和2年12月2日

郡山市議会議長  
七 海 喜久雄 様

郡山市小原田二丁目13-15  
郡山年金者の会  
会 長 遠 藤 孝 子

紹介議員 吉 田 公 男  
蛇 石 郁 子  
岡 田 哲 夫  
八重樫 小代子  
今 村 剛 司

加齢性難聴者の補聴器購入に係る公的補助制度を創設するための意見  
書提出の請願

〔請願趣旨〕

人間の聴力は40歳ぐらいから低下し始め、65～74歳3人に1人、75歳以上の半数が難聴に悩んでいるといわれています。

加齢性難聴は放置しておくコミュニケーションに支障が生じ、孤立やうつにつながるリスクがあり、認知症発症の危険因子ともなります。また、外出を控えることにより足腰が弱り体力の低下をもたらすことにもなります。

日本の難聴者率は欧米諸国と大差はありませんが、補聴器の使用率は欧米諸国が30～40%台なのに比べ、10%台と圧倒的に少ないのが現状です。補聴器の価格は機器の調整費用を含めると片耳で15～20万円と高額になり、補聴器の普及を阻んでいる要因の一つとなっています。欧米には補聴器購入に際し公的な補助制度があり、日本でも高度・重度の難聴者には法に基づく助成制度がありますが、軽度・中等度の難聴者に対してはありません。このような現状を踏まえ、近年、補聴器を購入するにあたり独自の助成制度を設ける自治体も増えてきています。

補聴器の一層の普及を図ることは、高齢者が心身共に健康を保ち、積極的に社会

に関わることで、社会の活性化にもつながることが期待されます。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

加齢性難聴の補聴器購入に対して国による助成の創設を図ること。